

仕 様 書

受託者 《契約を締結するもの》

(事業内容)

大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱第5条の《(1)から(6)》の事業を行うものとする。

※実施内容は、各実施機関により異なる

(委託料)

大阪府障がい児等療育支援事業実施に関する委託契約書第3条に規定した委託料は次表に定めるとおりとする。ただし、事業ごとに定める単価にそれぞれの実績を乗じて得られた金額の合計額は、《実施機関ごとの上限額》を上限とする。

なお、4月から9月までの事業報告に基づき、事業効果の検証を行った上、上限額を変更することができるものとする。

(委託料の支払)

《在宅重症心身障がい児(児)訪問支援事業等、在宅障がい児訪問支援事業、及びピアカウンセラー派遣事業》は実績に応じて毎月支払い、《障がい児外来相談支援事業、施設支援指導事業、及び専門集団療育事業》については、4月から9月の6ヶ月分、10月から翌年3月の6ヶ月分の年度間2回の概算払いとする。

※支払内容は、各実施機関における実施内容により異なる

【実績払い】

事 業 名	単 価
在宅重症心身障がい児(者)訪問支援事業	1回あたり 金 5,400 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
在宅障がい児訪問支援事業	1回あたり 金 5,400 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
ピアカウンセラー派遣事業	1回あたり 金 5,600 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

【概算払い】

事業名	単価
<p>障がい児外来相談支援事業 施設支援指導事業</p> <p style="text-align: right;">※実施機関のみ</p>	<p>1年間あたり 金 <u>《金額》</u> 円</p> <p>なお、支払いは</p> <p>4月～10月分 金<u>《金額》</u>円</p> <p>10月～翌年3月分 金<u>《金額》</u>円 の2回とする。</p> <p>(消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p>ただし、1年間で</p> <p>《外来 <u> </u>回以上、施設指導 <u> </u>回以上行うこと》</p> <p style="text-align: center;">※金額及び支援回数は、以下の区分を実施機関が選択</p> <p>【区分1】金 1,538,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p style="text-align: center;">(外来 150回以上、施設指導 12回以上)</p> <p>【区分2】金 1,026,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p style="text-align: center;">(外来 50回以上 150回未満、施設指導 12回以上)</p> <p>【区分3】金 513,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p style="text-align: center;">(外来 50回未満、施設指導 12回以上)</p>
<p>専門集団療育事業</p> <p style="text-align: right;">※実施機関のみ</p>	<p>1年間で 金 <u>《金額》</u> 円</p> <p>《1回あたり 金 26,840円》</p> <p>なお、支払いは</p> <p>4月～9月分 金<u>《金額》</u>円</p> <p>10月～翌年3月分 金<u>《金額》</u>円 の2回とする。</p> <p>(消費税及び地方消費税額を含む。)</p> <p>1年間の実施回数は <u>《 》</u>回</p>

平成 年度大阪府障がい児等療育支援事業における

概算払い分の返還基準について

標記事業のうち、概算払いしている「障がい児外来相談支援事業・施設指導支援事業」、「専門集団療育事業」については、支援回数に基準を設けているが、今回、仕様書に定める基準を下回った実施機関については、委託金額の返還対象とする。

【返還基準】

1 「障がい児外来相談支援事業・施設指導支援事業」について

障がい児外来相談支援事業と施設指導支援事業は一体として委託料を定めているため、2つの事業として基準回数を上回る必要がある。よって、1つでも基準回数を下回った事業がある場合は、下記の基準に基づき返還の対象とする。

○障がい児外来相談支援事業について

契約期間終了時における支援実績が、契約締結時に【表. 1】を基に選択した区分の基準回数に満たない場合は、支援実績に応じた区分の委託金額を支払うこととし、既に概算払いした金額との差額を返還の対象とする。

○施設指導支援事業について

契約期間終了時における支援実績が基準回数(12回)に満たない場合は、返還の対象とする。

ただし、【表. 1】区分3に定める委託金額(513,000円)に1/2を乗じた金額を、12で除した金額を1回あたりの返還単価(21,375円)とし、基準回数を下回った回数に返還単価を乗じた金額を返還の対象とする。

【表. 1】「障がい児外来相談支援事業・施設指導支援事業」の委託単価区分

区分	1年間の実施(基準)回数	委託金額
1	障がい児外来相談支援事業 <u>150回以上</u> 施設支援指導事業 <u>12回以上</u>	<u>1,538,000円</u>
2	障がい児外来相談支援事業 <u>50回以上150回未満</u> 施設支援指導事業 <u>12回以上</u>	<u>1,026,000円</u>
3	障がい児外来相談支援事業 <u>50回未満</u> 施設支援指導事業 <u>12回以上</u>	<u>513,000円</u>

2 「専門集団療育事業」について

契約期間終了時における支援実績が、基準回数(20回)を下回った場合は、【表. 2】に基づき、基準回数(20回以上)下回った回数に、1回あたりの支援単価(26,840円)を乗じた金額を返還の対象とする。

【表. 2】「専門集団療育事業」の委託単価について

1年間の実施(基準)回数	委託金額
専門集団療育事業 <u>20回以上</u>	<u>536,800円</u> (1回あたり26,840円)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

- 3 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(適正管理)

- 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(廃棄)

- 7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

- 8 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

- 9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

療育支援等申込書

年 月 日

(実施機関名)

(実施機関の長)

様

(申込者)

(〒 -)

住 所

(電話)

氏 名

印

大阪府障がい児等療育支援事業取扱要領の規定により、療育支援等を申し込みます。

障 が い 児 者	フリガナ		生年月日	
	氏 名			
障 が い の 内 容	手帳の所持 身体障がい者手帳 (級)・療育手帳 (級)・精神障がい者手帳 (級) 障がい程度区分の認定 障がい程度区分 () 気になっていること ()			
保 護 者	フリガナ		障がい	
	氏 名		児者との 続柄	
1 訪問支援 2 外来相談 3 集団療育				
支援を受けたい又は相談したい事柄				
希 望 日	第1希望日	年 月 日 午前・午後		
	第2希望日	年 月 日 午前・午後		
備 考				

